

品川区の民生委員協議会および 民生委員会長協議会に関する要綱

制定	平成 4 年 2 月 3 日	部長決定 要綱第 4 号
改正	平成 6 年 1 2 月 1 日	
改正	平成 1 2 年 7 月 2 4 日	
改正	平成 1 3 年 1 2 月 1 日	
改正	平成 2 8 年 2 月 2 4 日	要綱第 5 7 号
改正	平成 2 8 年 1 1 月 9 日	要綱第 2 5 0 号
改正	令和 3 年 1 0 月 1 2 日	要綱第 3 5 4 号
改正	令和 7 年 1 0 月 1 5 日	要綱第 2 1 8 号

（協議会の設置）

第 1 条 民生委員法（昭和 2 3 年法律第 1 9 8 号）第 2 0 条の規定に基づき、品川区内に民生委員協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 前項の協議会の名称および協議会を組織する区域（以下「協議会地区」という。）は、別表のとおりとする。

（協議会の任務）

第 2 条 協議会は、次に掲げる任務のほか、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係官庁に具申するものとする。

- (1) 民生委員が担当する区域または事項を定めること。
 - (2) 民生委員の職務に関する連絡および調整をすること。
 - (3) 民生委員の職務に関して福祉事務所その他関係行政機関との連絡にあたること。
 - (4) 必要な資料および情報を集めること。
 - (5) 民生委員をして、その職務に関して必要な知識および技術の修得をさせること。
 - (6) 前各号のほか、民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。
- 2 協議会は、品川区の区域を単位とする社会福祉協議会の組織に加わることができる。
- 3 区長および福祉事務所その他関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。

（協議会の組織）

第 3 条 協議会は、当該協議会地区に、担当区域を有する民生委員をもつて組織する。

（会長、副会長の設置、権限、任期）

第 4 条 協議会に民生委員の互選により、会長 1 名および副会長若干名を置く。会長および副会長の年齢は、原則として 7 5 歳未満とする。

- 2 会長は、協議会の会務を取りまとめ、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。
- 4 会長および副会長の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

（協議会の招集）

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

（会長協議会の設置）

第 6 条 協議会の円滑な運営と相互の緊密な連絡を図るため、品川区に品川区民生委員会長協議会（以下「会長協議会」という。）を置く。

(会長協議会の組織)

第7条 会長協議会は、協議会の会長をもつて組織する。

(品川区民生委員協議会会長の設置、権限、任期)

第8条 会長協議会に会長の互選により品川区民生委員協議会会長1名を置く。

2 品川区民生委員協議会会長は、会長協議会の会務を取りまとめ、会長協議会を代表する。

3 品川区民生委員協議会会長に事故があるときは、あらかじめ品川区民生委員協議会会長の指名する会長が、品川区民生委員協議会会長の職務を代理する。

4 品川区民生委員協議会会長の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長協議会の招集)

第9条 会長協議会は、品川区民生委員協議会会長が招集する。

(部会の設置)

第10条 協議会は、単独または合同で研修および調査研究を行うため、次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) 児童福祉部会
- (2) 障害者福祉部会
- (3) 生活福祉部会
- (4) 高齢福祉部会
- (5) ボランティア部会
- (6) 子育て支援部会
- (7) 主任児童委員部会

(部会長、副部会長、書記の設置、権限、任期)

第11条 各部会に部会員の互選により部会長1名、副部会長1名を置く。また、書記を1名置くことができる。

2 部会長は、部会の会務を取りまとめ、部会を代表する。

3 部会長、副部会長、書記の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(部会の招集)

第12条 各部会は、部会長が招集する。

付 則

この要綱は平成4年2月3日から実施する。

付 則

この要綱は平成6年12月1日から実施する。

付 則

この要綱は平成12年7月24日から実施する。

付 則

この要綱は平成13年12月1日から実施する。

付 則

この要綱は平成28年3月1日から実施する。

付 則

この要綱は平成28年12月1日から実施する。

付 則

この要綱は令和 3 年 1 1 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は令和 7 年 1 2 月 1 日から適用する。

別表（第1条関係）
協議会地区（担当区域）

名称	担当区域
品川第一地区 民生委員協議会	北品川1丁目～6丁目 南品川1丁目、4丁目1番 東五反田2丁目16～22番、3丁目18～19番 東品川1丁目～2丁目、3丁目1番15～21号、5丁目
品川第二地区 民生委員協議会	南品川2丁目～6丁目（4丁目1番を除く） 広町1丁目 東品川3丁目（1番15～21号を除く）、4丁目
大崎第一地区 民生委員協議会	東五反田1丁目～5丁目（2丁目16～22番、3丁目18～19番を除く） 上大崎1丁目～4丁目 西五反田1丁目～8丁目 小山台1丁目32番（1～6号、19～20号）、33番（5～14号）
大崎第二地区 民生委員協議会	大崎1丁目～5丁目 西品川1丁目～3丁目（1丁目25～26、28～30番、2丁目9番（1～2、15～22号）を除く） 戸越1丁目一部 豊町1丁目2番4、6～15号
大井第一地区 民生委員協議会	東大井1丁目～6丁目 南大井1丁目～6丁目 勝島1丁目～2丁目
大井第二地区 民生委員協議会	大井1丁目～5丁目 西大井1丁目
大井第三地区 民生委員協議会	大井6丁目～7丁目 西大井2丁目～6丁目（6丁目1番を除く）
荏原第一地区 民生委員協議会	小山台1丁目（32番（1～6号、19～20号）、33番（5～14号）を除く）、2丁目 小山1丁目～5丁目 荏原1丁目 荏原2丁目（1～3、9、18番を除く）～4丁目（4～7、14～18番を除く）
荏原第二地区 民生委員協議会	小山6丁目～7丁目 荏原5丁目～6丁目（7～12、19番を除く）、7丁目 旗の台1丁目、2丁目、5丁目（1～5、13～20番）、6丁目
荏原第三地区 民生委員協議会	平塚1丁目～3丁目 中延1丁目～2丁目 東中延1丁目 西中延1丁目～2丁目 戸越1丁目～5丁目（1丁目大崎第二地区区域を除く） 荏原2丁目1～3、9、18番 荏原4丁目4～7、14～18番 荏原6丁目7～12、19番
荏原第四地区 民生委員協議会	中延3丁目～6丁目 東中延2丁目 西中延3丁目 旗の台3丁目～5丁目（5丁目1～5、13～20番を除く） 戸越6丁目 豊町6丁目 二葉4丁目 西大井6丁目1番
荏原第五地区 民生委員協議会	豊町1丁目～5丁目（1丁目2番4、6～15号を除く） 二葉1丁目～3丁目 西品川1丁目（25～26、28～30番） 西品川2丁目9番（1～2、15～22号）
八潮地区 民生委員協議会	八潮5丁目